

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 71 号

損害賠償の額について

平成 22 年 8 月市立函館病院において発生した元職員による放射線撮影時の不適切な行為に係る損害賠償の額を次のとおり定めたい。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 損害賠償の額

3, 632, 430 円

2 損害賠償の相手方

函館市に居住されている 10 歳代の女兒および女兒の親権者

(根拠規定)

函館市公営企業の設置等に関する条例第 11 条